

## 消費者安全法の一部を改正する法律案のポイント

生命又は身体の被害に係る消費者事故等の原因を究明し、その再発又は拡大の防止を図るため、消費者庁に消費者安全調査委員会を設置し、生命又は身体の被害に係る消費者事故等の原因についての調査等を行うために必要な権限等について定めるとともに、消費者の財産に対する重大な被害の発生又は拡大の防止を図るため、内閣総理大臣による事業者に対する勧告等の措置を定める。

### 1. 背景

消費者の生命・身体に関する様々な事故が発生しているにもかかわらず、事故原因を究明し再発・拡大防止の知見を得るための事故調査を行う仕組みが不十分であり、こうした事故等の調査機関を設置する必要がある。(消費者庁設置法案等に対する附帯決議(参議院))

また、消費者の財産に重大な被害が発生しているにもかかわらず、各省庁所管の個別法・個別業法で対応できない事案が存在しており、こうした被害を生じさせる行為等を行う事業者に対する措置を講ずる必要がある。(消費者安全法附則第2項)

### 2. 法律案の概要

#### (1) 調査機関の設置

消費者庁に「消費者安全調査委員会」(仮称)を設置する。

##### ア 組織

内閣総理大臣が任命する委員7名(非常勤)から成る。

##### イ 所掌事務

生命・身体分野の消費者事故等の原因を究明するための調査等を任務とする。

##### ウ 被害者等との関係

被害者等に適時適切な方法で情報提供を行い、事故等原因調査等の申出制度を設ける。

##### エ 権限等

必要な事故調査が十分になされているとはいえない消費者事故等について、必要な限度において、自ら立入検査等の調査権限を行使するとともに、関連する他の行政機関等による調査等の結果を評価し、必要に応じて意見を述べることができる。

また、生命・身体分野の消費者被害の発生・拡大防止のために講ずべき施策・措置について勧告・意見具申を行うことができる。

#### (2) 重大な財産被害に対する措置等

##### ア 事業者に対する措置等

内閣総理大臣は、「多数消費者財産被害事態」(消費者に重大な財産被害を生じさせる事態)を発生させた事業者に対して、当該被害の発生・拡大の防止を図るために実施し得る他の法律に基づく措置がない場合に、当該被害に係る取引の取りやめ等を勧告し、正当な理由なく当該勧告に従わない場合には、当該勧告に従うべき旨の命令を行うことができる。

また、当該命令違反に対する罰則規定を定める。

##### イ 関係機関等への情報提供

内閣総理大臣は、消費者被害の発生・拡大の防止に資する情報を、必要な限度で関係行政機関の長等に提供することができる。

## 消費者事故等の調査機関の設置

### 経緯

- ・消費者庁発足以前より様々な事故が発生(ガス瞬間湯沸器事故、エレベーター事故、こんにやく入りゼリー窒息事故等)
- ・【消費者庁関連三法案に対する附帯決議(参議院)】(平成21年5月28日)  
「…消費者事故等についての独立した調査機関の在り方について法制化を含めた検討を行う…」
- ・【事故調査機関の在り方に関する検討会】  
有識者からなる検討会で関係省庁・機関の協力も得て議論(全14回)。平成23年5月取りまとめ。

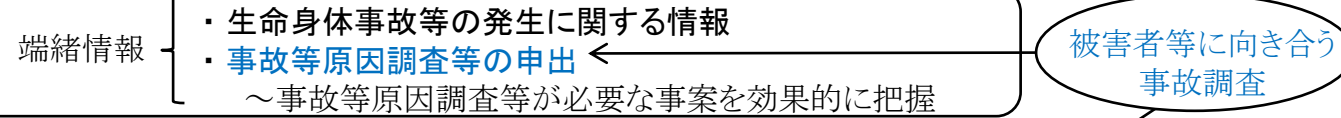
### 概要

#### 消費者安全調査委員会(仮称)の設置

- 【組織】 ○ 委員(7名・非常勤)(合議制の機関、委員は独立して職権を行使) } 内閣総理大臣任命  
○ 臨時委員、専門委員(必要に応じて任命)

- 【調査対象】「**生命身体事故等**」  
・生命・身体分野の消費者事故等 ~ 製品・食品・施設・役務を広く対象(運輸安全委員会の調査対象とされている事故等を除く)  
・生命身体事故等の発生・拡大の防止及び被害の軽減を図るために原因究明する必要性が高いもの

#### 【事故等原因調査等、提言のイメージ】



#### 事故等原因調査等

- **事故等原因調査(自ら調査)**  
必要な限度において、調査権限を行使  
~ 必要な事故調査が十分になされているとはいえない消費者事故等  
【調査権限】  
報告徴収、立入検査、質問、物件提出・留置、物件保全・移動禁止、現場立入禁止
- **他の行政機関等による調査等の結果の評価等**  
他の行政機関等による調査等の結果を評価し、必要に応じて意見
- **情報提供**  
被害者等の心情に十分配慮し、被害者等に適時適切な方法で情報提供
- **調査等の委託**  
(実験・分析等を委託)  
大学、民間団体の研究機関 等

#### 発生・拡大防止等のための提言

生命身体事故等の発生・拡大の防止及び被害の軽減のために講ずべき施策又は措置について

- **内閣総理大臣に対する勧告・意見具申**
- **関係行政機関の長に対する意見具申**

生命身体事故等の発生・拡大の防止及び被害の軽減のための各種措置

#### 消費者庁

- ・ 発生・拡大防止等の対策の企画立案及び執行
- ・ 消費者への注意喚起
- ・ 関係省庁への措置要求
- ・ 事業者に対する勧告・命令(すき間事案)

#### 関係省庁

- ・ 発生・拡大防止等の対策の企画立案及び執行
- ・ 所管分野の事業者に対する勧告・命令 等

## 消費者の財産被害に係るすき間事案への行政措置の導入

### 経緯

#### 【消費者安全法 附則(抄)】

2 政府は、この法律の施行後三年以内に、消費者被害の発生又は拡大の状況その他経済社会情勢等を勘案し、**消費者の財産に対する重大な被害を含め重大事故等の範囲**について検討を加え、**必要な措置を講ずるものとする。**

### 概要

#### ①事業者に対する措置

(「**すき間事案**」の場合(被害の発生・拡大防止を図るために実施し得る他の法律に基づく措置がない場合))  
(例)実態のない利用権の取引、換金困難な外国通貨の取引 等

○措置の要件:「**多数消費者財産被害事態**」(消費者に重大な財産被害を生じさせる事態)

取引の分野の「**消費者事故等**」(※1)のうち、消費者の**財産上の利益を侵害することとなる不当な取引**であって事業者が示す内容・取引条件と実際のものが著しく異なる取引など(※2)が行われることにより、**多数の消費者の財産に被害を生じさせ又は生じさせるおそれのある事態**

(※1)不実のことを告げること、故意に事実を告げないこと等が事業者により行われた事態  
(※2)そのほか政令で定める取引

○措置の内容:事業者に対して、内閣総理大臣が措置

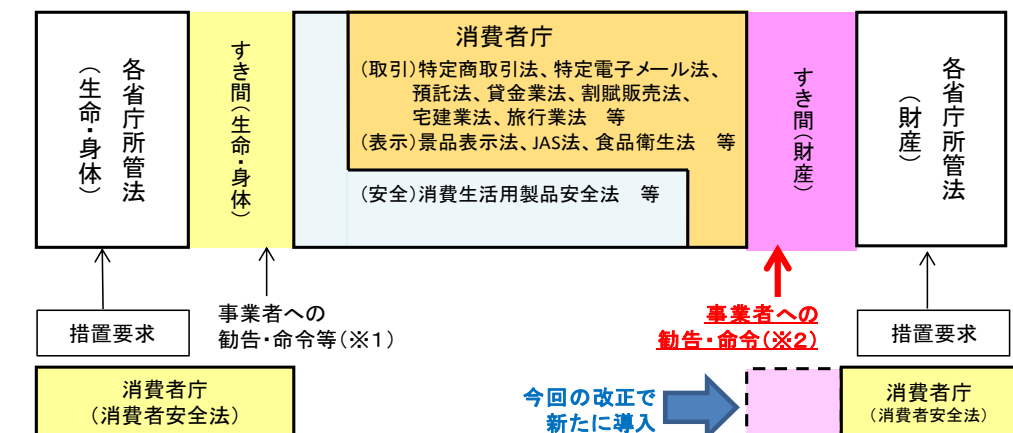
- ・被害を生じさせている取引の取りやめその他必要な措置を**勧告**
- ・勧告に正当な理由なく従わない場合、勧告に従う旨を**命令**(命令違反に対しては罰則)

#### ②関係機関等への情報提供

被害の発生・拡大の防止に資する情報を、内閣総理大臣が**関係機関等へ提供**

(例)消費者庁が犯罪利用預金口座等を発見した場合、いわゆる**振り込め詐欺救済法**に基づく**口座の凍結**のため、金融機関に対し、必要な協力を行った上で情報提供

#### 【「すき間事案」への勧告・命令のイメージ】



(※1)「重大事故等」が発生した場合

(※2)「多数消費者財産被害事態」が発生した場合

今回の改正で新たに導入

## <生命・身体事故等の調査関係>

### 消費者被害の 発生・拡大の防止

## <重大な財産被害の発生・拡大の防止のための措置関係>

#### ○総則関係(目的・定義)

- 「消費者安全調査委員会による消費者事故等の調査等の実施」を目的規定に追加
- 「生命身体事故等」の定義を追加

#### ○消費者安全調査委員会による消費者事故等の調査(章を新設)

##### 【消費者安全調査委員会】

- ・所掌事務等
  - 自ら調査、評価、勧告、意見など
  - 独立して職権を行使
- ・委員の任期等
  - 2年(再任可)、非常勤
  - 委員長は互選
  - 職務従事の制限(事故等原因の関係者等と密接な関係にある委員等)
- ・組織等
  - 委員7名以内、臨時委員・専門委員
  - 内閣総理大臣が任命

##### 【事故等原因調査等】～事故等原因の究明

#### ○事故等原因調査(自ら調査)

- 権限: 報告徴収、立入検査、質問、物件提出・留置、物件保全・移動禁止、現場立入禁止
- 内閣総理大臣の援助: 消費者庁職員による援助
- 意見聴取: 調査完了前の関係者からの聴取
- 報告書: 調査完了後に報告書を作成・公表

虚偽の報告、検査忌避等  
に対する罰則

(※)運輸安全委員会の調査対象と  
されているもの(航空、鉄道、  
船舶事故等)を除く

#### ○他の行政機関等による調査等の結果の評価等

- 評価(事故等原因を究明しているかどうか)
- 意見(事故等原因の究明に関し)

#### ・事故等原因調査等の申出

- 被害者等への回答

#### ・生命身体事故等の情報の報告

- 消費者庁に集約される情報を活用

#### ・調査等の委託

- 民間の研究機関などに実験・分析等を委託(委託先には守秘義務)

#### 【勧告及び意見の陳述】

～生命身体事故等の発生・拡大の防止  
及び被害の軽減のため

- 内閣総理大臣に対する勧告・意見
- 関係行政機関の長に対する意見

#### 【その他】

- 被害者等への適時適切な情報の提供
- 関係行政機関、関係地方公共団体、(独)国民生活センター等の協力

#### ○総則関係(定義)

- 「多数消費者財産被害事態」(消費者に重大な財産被害を生じさせる事態)の定義を追加

- 取引の分野の「消費者事故等」(※1)のうち、消費者の財産上の利益を侵害することとなる不当な取引であって、事業者が示す内容・取引条件と実際のものが著しく異なる取引など(※2)が行われることにより、多数の消費者の財産に被害を生じさせ又は生じさせるおそれのある事態

(※1)取引の分野の「消費者事故等」(現行法2条第5項第3号)

虚偽の又は誇大な広告その他の消費者利益を不当に害し、又は消費者の自主かつ合理的な選択を阻害するおそれがある行為であって政令で定めるものが事業者により行われた事態

(※2)そのほか政令で定める取引

#### ○消費者被害の発生・拡大の防止のための措置

##### 【事業者に対する措置等】

#### ■勧告: 不当な取引の取りやめその他の必要な措置をとるべき旨を勧告

- 要件: ①多数消費者財産被害事態が発生した場合において②多数消費者財産被害事態による被害の発生又は拡大の防止を図るため必要があると認めるとき(※)他の法律の規定に基づく措置がある場合を除く(すき間事案)

#### ■命令: 勧告に係る措置をとるべきことを命令

- 要件: ①正当な理由がなくて勧告に係る措置をとらなかった場合②多数消費者財産被害事態による被害の発生又は拡大の防止を図るため特に必要があると認めるとき

#### ■罰則: 上記命令に違反した場合 一懲役・罰金

##### 【関係行政機関の長等に対する情報提供】

- 被害の発生・拡大の防止に資する情報を、内閣総理大臣が関係機関等へ提供

(例)消費者庁が犯罪利用預金口座等を発見した場合、いわゆる振り込め詐欺救済法に基づく口座の凍結のため、金融機関に対し、必要な協力を行った上で情報提供